

「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告（公開草案）」の公表について

2021年1月27日

副会長・会計委員長 川島 勇

日本監査役協会及び日本公認会計士協会（監査基準委員会）では、「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」について、前回（2018年1月）の本研究報告の改正以降に行われた監査基準の改訂等の反映について、このたびある程度の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることにいたしました。

主な改正内容

①監査基準（2020年11月改訂）

「③その他の規範における規定」に「・監査基準における規定」を追加等

②監査基準委員会報告書260（2019年2月、同年6月、2020年8月改正）

「4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」の「監査人に関する重要な事項」に「規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容」を追加等

③監査基準委員会報告書701（2019年2月公表）

「2. 監査役等と監査人との連携と効果」にてKAMの選定過程について追加、「4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」のKAMに関するコミュニケーション項目の追加等

④監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（2021年1月改正予定）

「4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」にその他の記載内容に関するコミュニケーション項目（入手時期等）を追加等

本公開草案についてご意見がございましたら、2021年2月26日（金）までに、下記の電子メール又はFAX（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）宛てにお寄せください。

お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する可能性があることを、あらかじめご了承ください。

記

担当事務局：日本監査役協会 企画部企画課

電子メール：goiken@kansa.or.jp

FAX：03-5219-6120

問合せ先：section2@kansa.or.jp

以 上